

共通補足説明資料に係る基本ロジック

- 設工認の申請にあたっては、法令に基づき手続きが適正に行われること、事業許可に基づき詳細設計が行われていること、設計された機器類は技術基準に適合していること等、整理すべきポイントがある。
- 本ロジックは、整理すべきポイントと考える事項を共通補足説明資料の目的、成果物、複数の資料の関係について全体を整理したものである。

【共通01：1項申請と2項申請の区分】

- 施設に対する設工認申請の状況や施設のしゅん工の状況により、新規制基準を受けた設工認申請を行う際の設工認申請の根拠条文の条項[※]は異なる。さらに新規制基準を踏まえて新たに設置等する設備もあることから、施設ごとにどの条項をもとに設工認の申請手続きを行うのかを明確にしておくことが必要である。

※：原子炉等規制法第45条第1項に係る申請と同条第2項に係る申請（再処理施設）

原子炉等規制法第16条の2第1項に係る申請と同条第2項に係る申請（加工施設）

- 再処理施設においては、使用前検査で合格証を受領しているしゅん工施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）と試験運転中の未しゅん工施設、しゅん工施設と未しゅん工施設で共通的に使用される設備が存在している。
 - また、MOX燃料加工施設においては、既設工認での認可範囲に含まれる設備と設工認が未申請で今後新たに申請し、建設する設備が存在している。
 - これらの設備の申請区分について再処理施設とMOX燃料加工施設のそれぞれについて、施設、設備単位での1項、2項の申請区分の分類結果を示す。
- 設工認では、1項、2項の申請区分に応じ申請書を分けることから、本資料の整理結果は、分割申請計画を示す「共通05：工事工程等を踏まえた分割申請計画（分割申請数、申請予定時期、分割の理由）」のインプットに繋げる。

【共通02：事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化】

- 設工認においては、事業変更許可申請で許可された事項を反映し、許可された内容と整合を図ることが必要である。
- そのため、新規制基準を受けて事業許可基準規則において要求事項が追加、明確化された条文の要求事項への対応の内容を明らかにするとともに、事業許可基準規則の変更以外の設計変更等による対応の内容を明確

にし、設工認への確実な反映、許可整合を図ることが重要である。

- 具体的には、
 - ① 新規制基準を受けて要求事項が追加等された事業許可基準規則の条文について全条文を確認した上で表としてまとめる。
 - ② 事業許可基準規則の変更や追加要求によらず、事業変更許可申請で設計変更等をしたことで影響を受ける事項が存在することから、事業変更許可申請の前後比較により、設計変更等を行った事項を明確にし、これに対応する事業許可基準規則の条文を表としてまとめる。これにより、変更申請の観点で設工認に記載する内容を事業許可基準規則の条文として明確にする。
- 設工認においては、技術基準規則の適合性とともにより許可事項への整合等を示すことになることから、許可事項と技術基準規則との紐づけ・対応を明らかにする必要がある。そのため、本資料の整理結果は、新規制基準施行に伴う技術規則条文の変更内容を明らかにする「共通03：(技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の整理」に繋げる。

【共通03：(技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化】

- 新規制基準適合のための設工認においては、過去に設工認認可を受けた内容を踏まえた変更申請となる。
- 新規制基準を受けて技術基準規則の要求事項が追加、明確化(充実)された条文に対しての適合性を示す必要がある。そのため、新規制基準に基づき改正された技術基準規則と、従前の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則とを条文ごとに比較することにより、新規制基準を受けて技術基準規則で要求事項の追加等された条文を表としてまとめる。これにより、設工認申請書に記載する内容を明確にする。
- また、技術基準規則での要求事項の変更によらず設計変更等した事項がある場合には、設工認申請においてその内容が影響する範囲について、技術基準への適合性をあらためて確認する必要があることから、設計変更等を行った事項を抽出し、設工認申請書に反映すべき事項を明確にする。
- 設工認申請書においては、技術基準規則の適合性とともにより許可事項への整合等を示すことになることから、共通02で整理した許可事項と技術基準規則との紐付けを行い、設工認に展開すべき事項について技術基準規則をベースに表として取り纏める。
- 一方、未申請部分のMOX燃料加工施設については、変更申請ではなく新

規申請になることから、上記の整理において設工認申請書に記載する内容を反映した各技術条文との適合性を示す内容で設工認申請を行う。

- 分割申請を行う場合は、分割した場合においても各々の申請書単位で技術基準適合性を示す必要があるため、分割申請で考慮すべき事項に対する方針を「資料04：設工認の申請計画の考え方」及び「資料05：工事工程等を踏まえた分割申請計画（分割申請数、申請予定時期、分割の理由）」へのインプットとして繋げる。
- また、申請設備に対する適用条文や審査対象条文を踏まえた申請書となっていることを示す「共通08：第1回申請の申請書の構成」へのインプットとして繋げる。
- さらに、本資料で示す許可記載事項と技術基準規則の条文との関係の紐づけの結果を、許可記載事項が設工認にどのように反映されるかを説明する「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」へのインプットとして繋げる。
- 許可整合、技術基準規則要求等により設工認で変更が必要な事項を整理した結果をもとに個別設備の適合性説明を行っていくが、その際類型化の整理を行い、効率的な説明を行う。

【共通04：設工認の申請計画の考え方】

- 申請対象となる設備が多数あり、その中には新規基準への適合に関し設計変更を行うものや新規に設備を製作し設置するものがあることから、工事工程や設計進捗の状況を踏まえて設工認申請を分割することとしている。
- 分割申請を行うにあたって、考慮すべき条件及び分割回次毎の条文説明内容に関する考え方を明確にする必要がある。
- そのため、工事工程、設計進捗^{*}といった前提条件を整理し、第1項及び第2項それぞれの申請の全体像を図として示す。
※工事工程上優先的に施工が必要なもの、設計に時間を要するもの等
- また、分割した場合においても各々の申請単位で技術基準適合性を示すことができるよう、分割において考慮すべき事項を列挙し、分割申請における説明方針等を示す。
 - (1) 共通的な条文（火災、溢水等）の分割申請における申請方針
 - (2) 複数の申請書にまたがる又は影響する系統、施設、設備に係る適合性説明の各個別設備の状況を踏まえた説明方針
- なお、(2)については、関連する建屋や施設が多くある再処理施設と特定の建屋や施設が対象となるMOX燃料加工施設とで説明上のポイントが

異なるため、それぞれについて説明を行う。

- また、一部施設（廃棄物関係施設）については、再処理施設全体のしゅん工より、設備運用のため早期にしゅん工を受ける必要があるため、早期しゅん工が可能となるような申請の考え方、申請方法について整理する。
- 本資料では、個々の分割計画で考慮すべき事項に係る申請の考え方を整理し、「共通05：工事工程等を踏まえた分割申請計画（分割申請数、申請予定時期、分割の理由）」に繋げる。

【共通05：工事工程等を踏まえた分割申請計画（分割申請数、申請予定時期、分割の理由）】

- 共通01～共通04での整理結果をもとに、分割申請数、申請書ごとの申請内容、申請予定時期、分割の理由などを整理した分割申請計画を示す。
- （従前は分割申請計画の根拠までを示していなかったが、）共通01～共通04の整理を行うことで分割の理由を含めて示す。

【共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項】

- 新規制基準を受けた設工認申請では、既設工認から申請書で説明すべき事項が変更となったことから、申請書本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項・記載方法を決めておく必要がある。
- そのため、申請書本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面の記載方針を示すとともに、発電炉の実績を踏まえた記載程度の整理及び既認可での記載事項との関係の考え方を示す。
- 基本設計方針については、記載方針、記載すべき事項、発電炉の実績を踏まえた記載程度の整理といった観点で考え方を示す。様式-7を用いて許可整合性の確認と併せて発電炉との比較を行う実施例を示す。
- 仕様表については、記載方針、記載すべき事項を示すとともに、仕様表記載項目及び既設工認仕様表との関係を含めた仕様表の記載例を示す。
- 添付書類（計算書、説明書）、添付図面については、記載方針、記載すべき事項、発電炉の実績を踏まえた記載程度の整理といった観点で考え方を整理する。添付書類については、基本設計で示した設計の基本的な概念を設計の目的を踏まえて詳細設計に展開する実施例や複数の申請書に分割する火災、溢水等の共通事項の展開、添付書類の発電炉との比較の実施例を示す。
- また、変更申請においては、添付資料の全体構成を示したうえで、新規制基準を踏まえた変更点が明確になるよう、変更のないものは添付書類の表紙に

変更がないことを示したうえで、既設工認申請との対応関係を明確にする。

- 本資料の整理結果を用いて、第1回申請の申請書の内容のインプットとして「共通08：第1回申請の申請書の構成」に繋げる。

【共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の整理】

- 技術基準への適合性の説明に必要な本文記載事項及び計算等の結果を示す添付書類・添付図面に対し、その設計を行う根拠や、設計条件として採用している数値のエビデンス、一般産業品に適用する規格基準等、設備設計の妥当性を示すためのバックデータや申請書に対する追加説明となる事項を、補足説明資料として示す必要がある。
- 補足説明資料を網羅的に展開するため、安全審査時に整備した整理資料の内容を参考とし、補足説明資料の作成単位、説明内容を整理する。その結果に対して、発電炉での補足説明資料の項目、内容との比較を行い、補足説明資料の項目に追加すべき事項の有無を確認するなどにより補足説明資料として示すべき事項を展開する。
- さらに、先行する発電炉の設工認の添付書類との比較を行い、詳細設計の展開において当社と異なる事項を洗い出し、追加すべき補足説明資料がないかを確認する。
- 上記の補足説明資料の抽出等の実施例を示す。

【共通08：第1回申請の申請書の構成】

- 共通01等の整理結果を踏まえ、第1回申請の申請対象設備に対する基本設計方針の申請範囲、基本設計方針等と添付書類の紐づけ、添付書類の構成、補足説明資料の項目など、第1回申請の申請書の構成等を示す。

【共通09 申請対象設備の選定】

- 設工認申請対象設備は、事業指定（変更許可を含む）で担保した事項を実現するための設備及び技術基準の要求事項を満足するための設備となる。設工認申請では、これらの設備を各施設の中から網羅的に抽出し、明確にする必要がある。
- このため、技術基準等の要求事項を明確化した上で、その安全機能（設計要件）の達成に必要な設備（設工認申請対象設備）を、設計情報（設計図書：エンジニアリングフローダイアグラム、構造図等）をもとに抽出する方法を示す。
- 上記の結果により設工認申請対象設備を明確化するとともに、設工認申請対象設備に要求される安全機能（設計要件）と重要度に応じて、設工認申請書

における記載グレードを分類する。

- また、設工認申請対象設備の明確化の結果は、設工認申請書の「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」に反映する。
- この際、共通01等の結果として設備の状態等の情報を反映する。

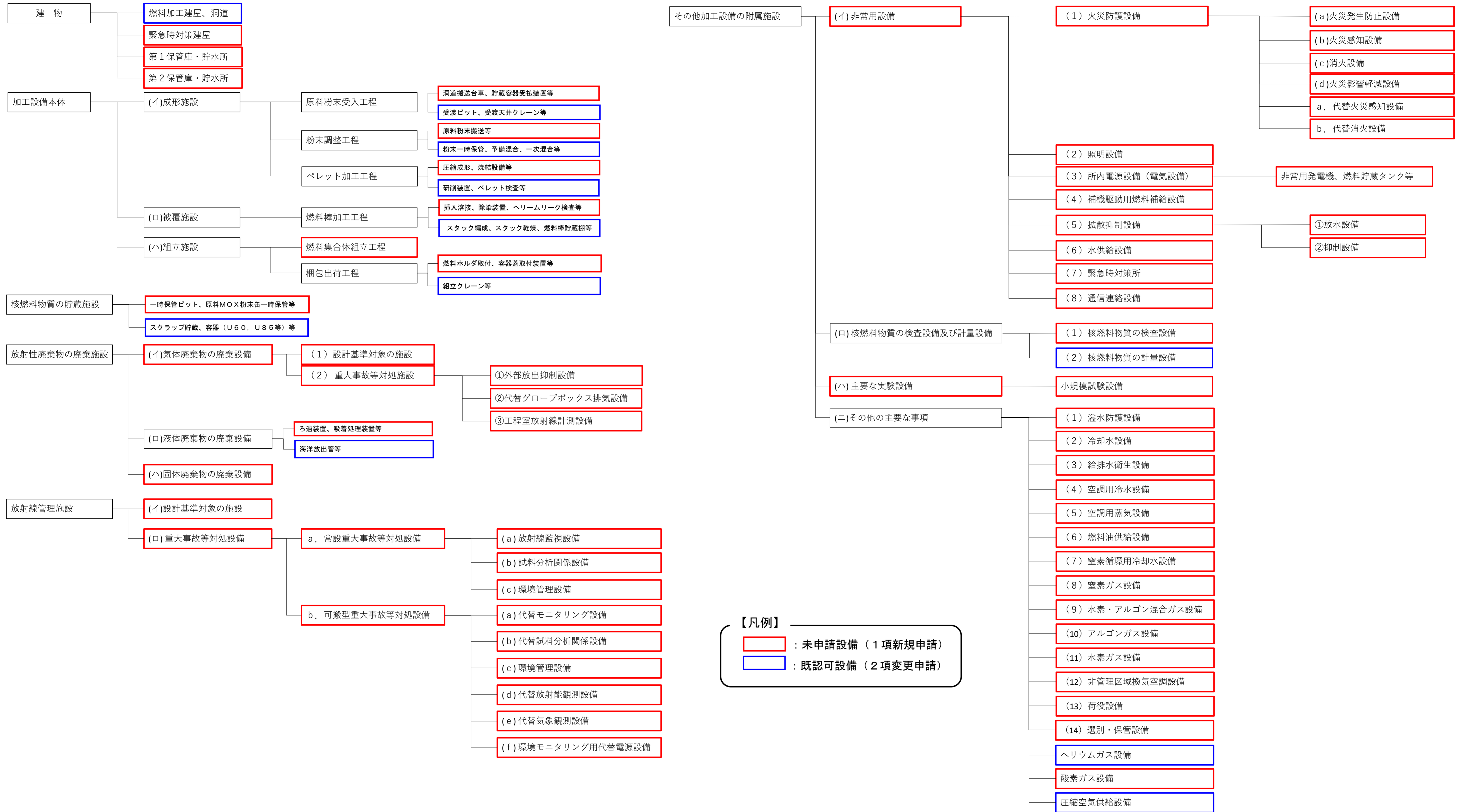
【共通10：全般的な品質管理方針】

- 設工認申請に係る全般的な品質管理方針として、保安規定で定めた品質マネジメントシステム計画に基づく設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法等を示す必要がある。
- そのため、「設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステム」は、変更許可申請書（本文九号）で定めた品質マネジメント計画と整合していることを確認するとともに、第1回設工認申請に当たり実施した設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画を示す。
- その際、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の関係、進捗実績及び具体的な活動実績、工事及び検査に関する計画として、組織内外の関係、進捗実績及び具体的な活動計画、基本設計方針又は本設工認に必要な設備改造等の設計を抽出し、その抽出した設計が確実に様式-1に反映されていることを示す。

【共通11：使用前事業者検査の実施方針】

- 再処理施設については、試験運転中の施設であり、既設の設備機器等に係る健全性の評価等も含めた使用前事業者検査の実施方針を示す必要がある。
- そのため、健全性の評価として設備機器等の腐食や経年劣化等の要因、影響範囲、並びにその評価方法及び評価基準や、設計変更により必要となる耐圧検査等の再検査が実施できない場合の代替検査方法の設定を行うとともに、機能・性能検査として実施すべき事項に対し核燃料物質等を用いた検査の必要性を明確にする。
- 核燃料物質等を用いた検査を行う場合には、それに伴い試験使用とすべき施設の範囲を明確にする。

以上



新共通03のアウトプットイメージ

事業許可基準規則		事業許可基準規則の変更事項 ※変更あり●、変更なし-	事業変更許可の変更事項 ※変更あり●、変更なし-	技術基準規則		技術基準規則の変更事項 ※変更あり●、変更なし-	設計要件等の変更事項 ※変更あり●、変更なし-	変更申請における変更要件
第二条	核燃料物質の臨界防止	-	-	第四条	核燃料物質の臨界防止	-	-	-
第三条	遮蔽等	-	-	第二十二條	遮蔽	-	●	●
第四条	閉じ込めの機能	-	●	第十条	閉じ込めの機能	-	-	●
第五条	火災等による損傷の防止	●	-	第二十一條	核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
第六条	安全機能を有する施設の地盤	●	-	第二十三條	換気設備	-	-	-
第七条	地震による損傷の防止	●	-	第十一條	火災等による損傷の防止	-	-	●
第八条	津波による損傷の防止	●	-	第五條	安全機能を有する施設の地盤	●	-	●
第九条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	-	第六條	地震による損傷の防止	●	-	●
第十条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	●	-	第七條	津波による損傷の防止	●	-	●
第十一條	溢水による損傷の防止	●	-	第八條	外部からの衝撃による損傷の防止	●	-	●
第十二條	誤操作の防止	●	-	第九條	加工施設への人の不法な侵入等の防止	●	-	●
第十三條	安全避難通路等	●	-	第十二條	加工施設内における溢水等による損傷の防止	●	-	●
第十四條	安全機能を有する施設	●	-	(第十四條 安全機能を有する施設)		-	-	-
第十五條	設計基準事故の拡大の防止	●	-	第十三條	安全避難通路等	●	-	●
第十六條	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	第十四條	安全機能を有する施設	●	-	●
第十七條	廃棄施設	-	-	(第十四條 安全機能を有する施設)		-	-	-
第十八條	放射線管理施設	-	-	第十七條	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
第十九條	監視設備	●	-	第二十條	廃棄施設	-	-	-
第二十條	非常用電源設備	-	-	(第十四條 安全機能を有する施設：保管廃棄する設備)		-	-	-
第二十一條	通信連絡設備	●	-	第十九條	放射線管理施設	-	-	●
-	-	-	-	第二十四條	非常用電源設備	-	-	-
-	-	-	-	第二十五條	通信連絡設備	●	-	●
-	-	-	-	第十五條	材料及び構造	-	-	-
-	-	-	-	※関連する事業許可基準規則の条文：第四条 閉じ込めの機能		-	-	-
-	-	-	-	第十六條	搬送設備	-	-	-
-	-	-	-	※関連する事業許可基準規則の条文：第二条 核燃料物質の臨界防止、第四条 閉じ込めの機能		-	-	-
-	-	-	-	第十八條	警報設備等	-	-	-
-	-	-	-	※関連する事業許可基準規則の条文：第四条 閉じ込め機能、第五条 火災による損傷の防止、第十八條 放射線管理施設		-	-	-

第二十二條	重大事故等の拡大の防止等	●	-	(第三十條 重大事故等対処設備)		-	-	-
第二十三條	火災等による損傷の防止	●	-	第二十九條	火災等による損傷の防止	●	-	●
第二十四條	重大事故等対処施設の地盤	●	-	第二十六條	重大事故等対処施設の地盤	●	-	●
第二十五條	地震による損傷の防止	●	-	第二十七條	地震による損傷の防止	●	-	●
第二十六條	津波による損傷の防止	●	-	第二十八條	津波による損傷の防止	●	-	●
第二十七條	重大事故等対処設備	●	-	第三十條	重大事故等対処設備	●	-	●
-	-	-	-	第三十一條	材料及び構造	●	-	●
第二十八條	臨界事故の拡大を防止するための設備	●	-	第三十二條	臨界事故の拡大を防止するための設備	●	-	●
第二十九條	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	●	-	第三十三條	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	●	-	●
第三十條	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	●	-	第三十四條	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	●	-	●
第三十一條	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	●	-	第三十五條	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	●	-	●
第三十二條	電源設備	●	-	第三十六條	電源設備	●	-	●
第三十三條	監視測定設備	●	-	第三十七條	監視測定設備	●	-	●
第三十四條	緊急時対策所	●	-	第三十八條	緊急時対策所	●	-	●
第三十五條	通信連絡を行うために必要な設備	●	-	第三十九條	通信連絡を行うために必要な設備	●	-	●

技術基準規則	変更申請における変更要件	建物		設備					
		燃料加工建屋	グローブボックス、グローブボックス内装機器		グローブボックス、グローブボックス内装機器		グローブボックス排気設備	非常用発電機	
			ペレット一時保管棚 グローブボックス	ペレット一時保管棚	均一化混合装置 グローブボックス ※重大事故の発生を仮定するG E	均一化混合装置			
2項変更	2項変更	1項新規		1項新規	2項新規				
第四条	核燃料物質の臨界防止	-	-	△	△	○	-	-	-
第五条	安全機能を有する施設の地盤	●				□ ※共通事項			
第六条	地震による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○
第七条	津波による損傷の防止	●				□ ※共通事項			
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○ ※防護設備を収納する建屋	-	-	-	-	○	○
第九条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	●				□ ※共通事項			
第十条	閉じ込めの機能	●	○ ※汚染防止の措置	○ ※負圧、内装機器に係る設計等	-	○ ※負圧、内装機器に係る設計等	-	○ ※負圧、面速に係る設計要件	-
第十一条	火災等による損傷の防止	●	○ ※火災区域の設定、区画構築物の仕様	-	-	○	-	○	○
第十二条	加工施設内における溢水等による損傷の防止	●	○ ※防護区画の設定	○ ※機能喪失高さの設定等	○	○ ※機能喪失高さの設定等	-	○ ※機能喪失高さの設定等	○ ※機能喪失高さの設定等
第十三条	安全避難通路等	●	○ ※安全避難通路の設定	-	-	-	-	-	-
第十四条	安全機能を有する施設	●	-	○ ※内部発生飛散物に対する考慮等	○	○ ※内部発生飛散物に対する考慮等	-	○ ※内部発生飛散物に対する考慮等	○ ※内部発生飛散物に対する考慮等
第十五条	材料及び構造	-	-	-	-	-	-	-	○
第十六条	搬送設備	-	-	-	-	-	○	-	-
第十七条	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	△	-	-	○	-
第十八条	警報設備等	-	-	-	-	-	-	○	-
第十九条	放射線管理施設	●	-	-	-	-	-	-	-
第二十条	廃棄施設	-	-	-	-	-	-	○	-
第二十一条	核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	-	-	-	-	-
第二十二条	遮蔽	●	○ ※設計変更の反映（材質変更等）	△	△	-	-	-	-
第二十三条	換気設備	-	-	-	-	-	○	○	-
第二十四条	非常用電源設備	-	-	-	-	-	-	-	○
第二十五条	通信連絡設備	●	-	-	-	-	-	-	-
第二十六条	重大事故等対処施設の地盤	●	□ ※共通事項			□ ※共通事項			
第二十七条	地震による損傷の防止	●	○			○	-	○	
第二十八条	津波による損傷の防止	●	□ ※共通事項			□ ※共通事項			
第二十九条	火災等による損傷の防止	●	-			○	-	○	
第三十条	重大事故等対処設備	●	○			○	-	○	
第三十一条	材料及び構造	●	-			-	-	-	
第三十二条	臨界事故の拡大を防止するための設備	●	-	-	-	-	-	-	-
第三十三条	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	●	-			○	-	○	
第三十四条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	●	-			-	-	-	
第三十五条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	●	-			-	-	-	
第三十六条	電源設備	●	-			-	-	-	
第三十七条	監視測定設備	●	-			-	-	-	
第三十八条	緊急時対策所	●	-			-	-	-	
第三十九条	通信連絡を行うために必要な設備	●	-			-	-	-	

※凡例：○ 適合性説明、△ 変更なし、□ 共通事項、- 該当なし

(前頁からの続き)

技術基準規則	変更申請における変更要件	設 備					
		容器	液体廃棄物廃棄設備	放射線管理施設		通信連絡	
		分析済廃液処理装置	ろ過処理装置、オープンポートボックス	ガンマ線エリアモニタ	モニタリングポスト	燃料加工建屋データ収集装置	所内携帯電話
		1項新規	1項新規	1項新規		1項新規	
第四条	核燃料物質の臨界防止	-	○	-	-	-	-
第五条	安全機能を有する施設の地盤	●		□ ※共通事項			
第六条	地震による損傷の防止	●	○	○	○	○	○
第七条	津波による損傷の防止	●		□ ※共通事項			
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	-	-	-	-	-
第九条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	●		□ ※共通事項			
第十条	閉じ込めの機能	●	○	○ ※迅速に係る設計要件	-	-	-
第十一条	火災等による損傷の防止	●	-	○	-	-	-
第十二条	加工施設内における溢水等による損傷の防止	●	-	-	-	-	-
第十三条	安全避難通路等	●	-	-	-	-	-
第十四条	安全機能を有する施設	●	-	-	-	○ ※共用	○ ※共用
第十五条	材料及び構造	-	○	-	-	-	-
第十六条	搬送設備	-	-	-	-	-	-
第十七条	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	-	-	-
第十八条	警報設備等	-	-	-	-	-	-
第十九条	放射線管理施設	●	-	-	○	○	-
第二十条	廃棄施設	-	-	○	-	-	-
第二十一条	核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	-	-	-
第二十二条	遮蔽	●	○	-	-	-	-
第二十三条	換気設備	-	-	-	-	-	-
第二十四条	非常用電源設備	-	-	-	-	-	-
第二十五条	通信連絡設備	●	-	-	-	-	○
第二十六条	重大事故等対処施設の地盤	●				□ ※共通事項	-
第二十七条	地震による損傷の防止	●				○	-
第二十八条	津波による損傷の防止	●				□ ※共通事項	-
第二十九条	火災等による損傷の防止	●				○	-
第三十条	重大事故等対処設備	●				○	-
第三十一条	材料及び構造	●				-	-
第三十二条	臨界事故の拡大を防止するための設備	●	-	-	-	-	-
第三十三条	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	●				-	-
第三十四条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	●				-	-
第三十五条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	●				-	-
第三十六条	電源設備	●				-	-
第三十七条	監視測定設備	●				-	-
第三十八条	緊急時対策所	●				-	-
第三十九条	通信連絡を行うために必要な設備	●				○	○

※凡例：○ 適合性説明、△ 変更なし、□ 共通事項、- 該当なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	基本設計方針記載事項の添付書類への展開
1	<p>4. 火山</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の影響を及ぼし得る火山事象として、事業許可(変更許可)を受けた降下火砕物の特性を設定し、その降下火砕物が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物及び設備・機器を損なわれない観点から、安全上重要な機能を有する構築物及び設備・機器を抽出し、降下火砕物により境界防壁及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有する等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機械的強度を有する程度は降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保し、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等対応設備は、「8.1.5 環境条件等」を考慮した設計とする。</p>	基本方針	基本方針	<p>【基本設計方針から添付書類への展開の基本的考え方】</p> <p>共通事項の基本方針、運用要求、評価要求⇒説明書</p> <p>個別要件に対する機能要求⇒説明書における基本方針＋計算書又は説明書の個別設計展開</p> <p>V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-3 火山への配慮に関する説明書 V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 V-1-1-3-2 設計対象施設及び降下火砕物の影響を考慮する施設の選定</p>
2	なお、定期的な新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価する手順を整備することを保安規定に定める。	運用要求	運用要求	
3	(a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定 設計に用いる降下火砕物は事業許可(変更許可)を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm ³ (湿潤状態)と設定する。	評価要求	評価要求	
4	(b) 降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響に対して、以下の適切な措置を講ずることによって安全機能を損なわない設計とする。	基本方針	基本方針	
5	<p>イ. 直接的影響に対する設計方針</p> <p>(イ) 構築物への静的負荷 降下火砕物防護対象施設を収容する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物に対する防護設計を行うために、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、個々の施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた荷重(以下「設計荷重(火山)」という。)を設定する。</p> <p>火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>降下火砕物防護対象施設は全て燃料加工建屋に収納し、降下火砕物防護対象施設を収容する建屋である燃料加工建屋は、当該施設に要求される機能に応じて適切な許容荷重を設定し、設計荷重(火山)に対して安全余裕を有することにより、構造安全性を失わず、安全機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求②	燃料加工建屋	<p>V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-3 火山への配慮に関する説明書 V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 V-1-1-3-2 設計対象施設及び降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 V-1-1-3-3 設計対象施設及び降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針</p> <p>IV-3 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 IV-3-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針 IV-3-2 火山への配慮が必要な施設の強度計算書</p>
6	なお、降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物を除去する手順を整備することを保安規定に定めることから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として扱う。	運用要求	運用要求	<p>V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 V-1-1-3-3 設計対象施設及び降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針</p>
7	建屋内の重大事故等対応設備については、環境条件を考慮して降下火砕物による短期的な荷重により機能を損なわないように、降下火砕物による組合せを考慮した荷重に対し安全裕度を有する建屋内に設置する設計とする。	機能要求②	建屋内の重大事故等対応設備	<p>V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 V-1-1-3-3 設計対象施設及び降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針</p> <p>IV-3 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 IV-3-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針 IV-3-2 火山への配慮が必要な施設の強度計算書</p>
8	屋外の重大事故等対応設備については、環境条件を考慮して降下火砕物による荷重により機能を損なわないよう、降下火砕物を除去することにより、重大事故等対応設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわない設計とする。	運用要求	運用要求	<p>V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-3 火山への配慮に関する説明書 V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針</p>
9	なお、屋外の重大事故等対応設備に堆積する降下火砕物を適宜除去する手順を整備することを保安規定に定める。	運用要求	運用要求	
10	(ロ) 閉塞 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞)に対して降下火砕物が侵入し難い設計とする。 1. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞) 降下火砕物防護対象施設は全て燃料加工建屋に収納し、降下火砕物防護対象施設を収容する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。	機能要求②	燃料加工建屋	
11	降下火砕物が取り込まれたとしても、降下火砕物防護対象施設については、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塩フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塩フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求②	換気設備及び非管理区域換気空調設備	
12	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。	機能要求②	燃料加工建屋	
13	降下火砕物が取り込まれたとしても、設備内部への降下火砕物の侵入を防止するため、給気系には、プレフィルタ及び除塩フィルタ若しくは高性能エアフィルタを設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求②	非常用発電機	
14	なお、非常用内電源設備に対する降下火砕物用フィルタの追加設置、フィルタ類の交換又は清掃並びに換気設備の停止による降下火砕物を適切に除去する手順を整備することを保安規定に定める。	運用要求	運用要求	
15	建屋内の重大事故等対応設備については、設置する建屋等に対し降下火砕物が侵入し難い構造とすることで、機能を損なわない設計とする。	機能要求②	建屋に収納される重大事故等対応設備	
16	重大事故等対応設備のうち、屋外で使用する外気を取り入れる設備は、設備の建屋内への事前配備の手順を整備することを保安規定に定める。	運用要求	運用要求	
17	(ハ) 磨耗 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)に対して磨耗し難い設計とする。 1. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗) 降下火砕物防護対象施設は全て燃料加工建屋に収納し、降下火砕物防護対象施設を収容する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とし、磨耗し難い設計とする。	機能要求②	燃料加工建屋	
18	降下火砕物が取り込まれたとしても、降下火砕物防護対象施設については、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塩フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塩フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求②	換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系	<p>V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-3 火山への配慮に関する説明書 V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 V-1-1-3-3 設計対象施設及び降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針</p> <p>添付図面</p>
19	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用内電源設備の非常用発電機は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。	機能要求②	燃料加工建屋	
20	降下火砕物が取り込まれたとしても、設備内部への降下火砕物の侵入を防止するため、給気系には、プレフィルタ及び除塩フィルタ若しくは高性能エアフィルタを設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求②	非常用発電機	
21	なお、非常用内電源設備に対する降下火砕物用フィルタの追加設置、フィルタ類の交換又は清掃並びに換気設備の停止による降下火砕物を適切に除去する手順を整備することを保安規定に定める。	運用要求	運用要求	
22	(ニ) 腐食 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とする。 1. 構築物に対する化学的影響(腐食) 降下火砕物防護対象施設を収容する建屋である燃料加工建屋は、耐食性のある材料を使用又は外壁塗装及び防水を実施することにより降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。	機能要求②	燃料加工建屋	
23	なお、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理の手順を整備することを保安規定に定める。	運用要求	運用要求	
24	2. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) 降下火砕物防護対象施設は全て燃料加工建屋に収納し、降下火砕物防護対象施設を収容する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。	機能要求②	燃料加工建屋	
25	降下火砕物が取り込まれたとしても、降下火砕物防護対象施設については、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塩フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塩フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、外部事故防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求②	換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系	
26	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は防食処理等の腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。	機能要求②	非常用発電機	
27	(ホ) 中央監視室等の大気汚染 敷地周辺の大気汚染に対して、全工程停止及びグループボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備することを保安規定に定める。	運用要求	運用要求	<p>V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-3 火山への配慮に関する説明書 V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針</p>
28	(ヘ) 絶縁低下 電気系及び計装制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とする。 1. 電気系及び計装制御系に対する絶縁低下 降下火砕物防護対象施設は全て燃料加工建屋に収納し、降下火砕物防護対象施設を収容する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。	機能要求②	燃料加工建屋	
29	また、降下火砕物が取り込まれたとしても、降下火砕物防護対象施設である送排設備、火災防護設備及び小規模試験設備のうち空気を取り込む機能を有する制御、監視及び非常用内電源設備のうち空気を取り込む機能を有する電気室については、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塩フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塩フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求②	換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系	<p>V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-3 火山への配慮に関する説明書 V-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 V-1-1-3-3 設計対象施設及び降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針</p>
30	ロ. 間接的影響に対する設計方針 降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限等に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する燃料油貯蔵タンク、燃料油サージスタック及びBを設置する設計とする。	設置要求	非常用内電源設備	添付図面
31	MOX燃料加工施設の運転に影響を及ぼすと見られる場合には、全工程停止及びグループボックス排風機以外の送排風機を停止し、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設〜7日間の電力を供給する措置を講ずる手順を整備することを保安規定に定める。 なお、敷地内の流路において降下火砕物が堆積した場合には、降灰後に除灰作業を実施し復旧する手順を整備することを保安規定に定める。	運用要求	運用要求	

火山		建物に関する事項 (第1回 2項変更)	設備に関する事項 (第2 Grの1項新規)	設備に関する事項 (第3 Grの1項新規、2項変更)	設備に関する事項 (第4 Gr 1項新規)
	申請対象	燃料加工建屋	工程室排気設備、グローブボックス排気設備、非常用発電機等	工程室放射線計測設備等	拡散抑制設備等
	基本設計方針	共通的な基本方針、防護対象設備を収納する建物の設計に関する事項	個別設備の設計に関する事項	建屋内の重大事故等対処設備に係る環境条件の考慮	屋外の重大事故等対処設備に係る環境条件の考慮
	仕様表	種類(主要構造)、主要寸法、主要材料等	個別設備の仕様	個別設備の仕様	個別設備の仕様
	添付書類	共通的な設計方針、構造物への静的負荷に係る設計	個別設備における降下火砕物に対する防護対策	建屋内の重大事故等対処設備に係る降下火砕物に対する防護対策	屋外の重大事故等対処設備に係る降下火砕物に対する防護対策

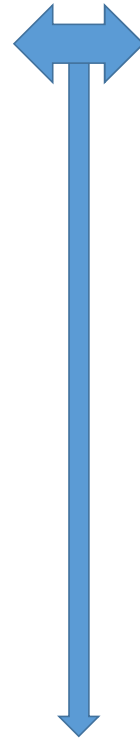
火災		建物に関する事項 (第1回 2項変更)	設備に関する事項 (第2 Gr、第3 Grの1項新規、2項変更)	評価に関する事項 (第4 Gr 1項新規、2項変更)
	申請対象	燃料加工建屋	感知設備、消火設備等	粉末缶等の設備、火災影響評価
	基本設計方針	共通的な基本方針、建物内に設定する火災区域、火災区域境界の区画構築物等に関する設計事項	個別設備の設計に関する事項	火災影響評価に関する事項
	仕様表	区画構築物	感知、消火設備等の個別設備の仕様	個別設備の仕様
	添付書類	共通的な設計方針、火災区域の設定、火災区域境界の壁等の耐火性能、内臓材の不燃材使用等に係る事項	感知、消火設備等の設計に係る事項	設備の設計に係る事項、火災影響評価に係る事項

溢水		建物に関する事項 (第1回 2項変更)	設備に関する事項 (第2 Gr、第3 Grの1項新規、2項変更)	評価に関する事項 (第4 Gr 1項新規、2項変更)
	申請対象	燃料加工建屋	溢水防護対象の設備(グローブボックス、排風機等)	混合酸化物貯蔵容器、溢水防護設備等の設備、溢水影響評価
	基本設計方針	共通的な基本方針	個別設備の設計に関する事項	溢水影響評価に関する事項
	仕様表	—	個別設備の仕様(機能喪失高さ等)	個別設備の仕様(機能喪失高さ等)
	添付書類	— ※第1回申請では溢水防護に関する適合性の説明に必要な構造、機能、及び性能に関する設備が申請対象になく、詳細設計に展開すべき事項がないため添付書類の対象はない。	溢水防護対象の設計に係る事項(基本方針、防護すべき設備の選定等)	溢水防護対象の設計に係る事項、溢水影響評価等に係る事項(評価条件の設定、溢水影響に関する評価、溢水防護設備の設計)

添付書類	
<p>V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書 V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 V-1-1-1-3-2 設計対象施設及び降下火砕物の影響を考慮する施設の選定</p>	<p>【降下火砕物により防護する施設】 ・安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、降下火砕物により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とする。 【設計対処施設等の選定】 ・屋内に設置している降下火砕物防護対象施設は、収納する建屋を設計対処施設とする。 ・降下火砕物を含む流路となる降下火砕物防護対象施設を設計対処施設とする。 ・外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設を設計対処施設とする。 ・建屋内の降下火砕物防護対象施設への影響を防止するため、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備を設計対処施設とする。</p> <p>・上記に含まれない安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。 ・降下火砕物より防護すべき施設は、降下火砕物防護対象施設及び重大事故等対象設備とする。</p>
<p>IV-3 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 IV-3-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針 IV-3-2 火山への配慮が必要な施設の強度計算書</p>	<p>【構造強度の設計方針】 ・降下火砕物堆積時の機能維持を考慮して、部材又は建物全体として構造健全性を維持する設計とする。 【荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・通常時に作用している荷重、降下火砕物の堆積による荷重、積雪荷重、風荷重を考慮し、これを組みあせた荷重とする。 ・構造健全性を維持することを性能目標として、屋根に対して終局耐力に対して妥当な安全裕度を有する許容限界を設定、耐震壁に対して、最大せん断ひずみ2.0×10^{-3}を許容限界とする。 【強度評価方法】 ・降下火砕物等堆積による鉛直荷重を短期荷重とする。 ・評価部位の設定等がある</p> <p>・降下火砕物の堆積による荷重を短期荷重とするために、降下火砕物を適切に除去することを保安規定に定める。</p>
<p>V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書 V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針 V-1-1-1-3-3 設計対処施設及び降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針</p>	<p>【構造設計】 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入しがたい構造とする。 ※火災降下物に対して機能を損なわない設計とすることの具体として基本設計方針では「外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする」としており、これに対する詳細設計として示すべき事項は、外気取入口全てに防雪フードを設置すること、防雪フードの構造により降下火砕物が侵入し難い構造となっていることの説明が必要</p> <p>【構造設計】 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入しがたい構造とする。 ※「外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする」ことに対する展開については、上記と同じ。さらに、非常用電源設備の非常用発電機の機能が損なわれないことの説明は当該設備の申請時に示すことを記載する必要あり。</p> <p>【構造設計】 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入しがたい構造とする。 ※閉塞と同じ展開が必要</p> <p>【構造設計】 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入しがたい構造とする。 ※閉塞と同じ展開が必要</p> <p>【構造設計】 ・降下火砕物防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、想定する降下火砕物による腐食に対し、外壁塗装及び屋上防水を実施することで、降下火砕物による化学的腐食により短期的な影響を受けることはない。 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入しがたい構造とする。 ※外壁塗装や屋上防水を実施することで降下火砕物が接触することを防止することが達成すべき目的であることを示す必要あり。さらに、短期的な影響に加え、長期的な保全も含めた管理の方法について示す必要あり。 ※防雪フードの設置については、閉塞と同じ展開が必要。</p> <p>【構造設計】 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入しがたい構造とする。 ※閉塞と同じ展開が必要</p>

補足説明が必要な項目
<p>【降下火砕物の影響を考慮する施設の選定】 【降下火砕物の影響を考慮する施設の影響評価】 降下火砕物により防護する施設、設計対象施設等の選定が網羅的に行われていることの説明 →安全審査時の整理資料のまとめ直し</p>
<p>【建屋に係る影響評価 許容限界の設定の考え方】 安全機能を損なわない設計とすること等に対する詳細設計として展開した設計方針、許容限界の設定、強度評価方法等に対する許可整合の説明や設定等の妥当性を説明するために必要な事項 ⇒許容限界の設定</p>
<p>【建屋に係る影響評価 防雪フードによる降下火砕物の侵入に対する考慮】 フードの構造等に関する説明</p>
<p>【建屋に係る影響評価 外壁塗装による腐食への考慮】 短期的な腐食が発生しないために行う外壁塗装、屋上防水に係る具体的な設計情報なし（添付書類、補足説明等による説明不足） ※外壁塗装による腐食への考慮</p>
<p>【建屋に係る影響評価 防雪フードによる降下火砕物の侵入に対する考慮】 フードの構造等に関する説明</p>

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目	
火山への配慮に関する基本方針に係る補足説明	1. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定
	2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の影響評価
	3. 建屋に係る影響評価
	(1) 許容限界の設定の考え方
	(2) 防雪フードによる降下火砕物の侵入に対する考慮
	(3) 外壁塗装による腐食への考慮



発電炉の補足説明資料の説明項目		第1回対象	第2 Gr (2項変更)	第2 Gr (1項新規)	第3 Gr (2項変更)	第3 Gr (1項新規)	第4 Gr (2項変更)	第4 Gr (1項新規)
補足-80-1【火山への配慮に関する基本方針に係る補足説明】	1. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定について	○	—	—	—	—	—	—
	2. 降下火砕物の凝集による閉塞の影響について（水分による凝縮の影響）	—	—	○	—	—	—	○
補足-80-2【降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針に係る補足説明】	1. 降下火砕物の影響を考慮する施設の影響評価について	○	—	—	—	—	—	—
	別紙-1 建屋に係る影響評価	○	—	—	—	—	—	○
	参考資料-1：原子力発電所で使用する塗料について	○	—	—	—	—	—	—
	参考資料-2：降下火砕物の金属腐食研究について	○	—	—	—	—	—	—
	別紙-2 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプに係る影響評価	—	—	—	—	—	—	—
	別紙-3 残留熱除去系海水系ストレーナ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナ（下流設備含む）に係る影響評価	—	—	—	—	—	—	—
	別紙-4 海水取水設備に係る影響評価	—	—	—	—	—	—	—
	別紙-5 計測御設備（安全保護系）に係る影響評価	—	—	○	—	—	—	○
	別紙-6 換気空調設備に係る影響評価	—	—	○	—	—	—	○
	別紙-7 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に係る影響評価	—	—	○	—	—	—	○
別紙-8 主排気筒及び非常用ガス処理系排気筒に係る影響評価	—	—	—	—	—	—	—	
別紙-9 中央制御室換気系冷凍機防護対策施設に係る影響評価	—	—	—	—	—	—	—	
別紙-10 間接的影響の評価結果	—	—	○	—	—	—	—	

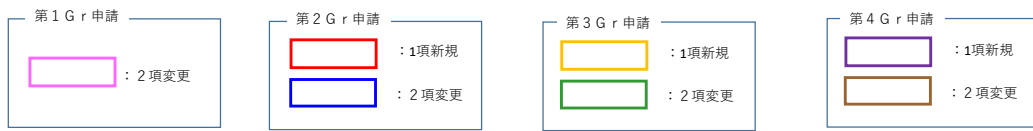


第1回申請としては、補足説明の対象とならない

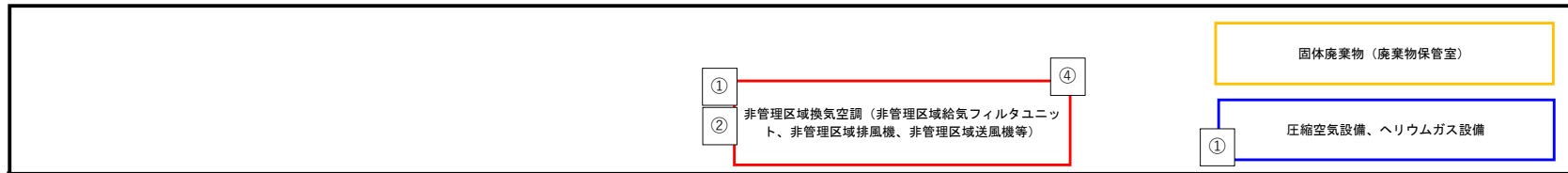
「降下火砕物の凝集による閉塞の影響」に係る補足説明について
 ⇒発電炉の補足説明資料では、空気の流路になっている施設等に対する影響評価を行っており、建屋の静的荷重への影響は既に水分を含んだ荷重評価を行っていることから凝縮の影響評価の対象外となっている。
 「計測御設備（安全保護系）」「換気空調設備」「非常用ディーゼル発電機」に係る補足について
 ⇒当該設備及び当該建屋の換気設備の申請時に説明する。
 間接的影響の評価結果について
 ⇒間接的影響を考慮した、非常用所内電源設備の運用については、当該設備申請時に説明する。

第2回以降に非常用発電機、換気設備等の静的荷重以外の影響評価の対象が申請対象となり、これらに対する補足説明の追加が必要

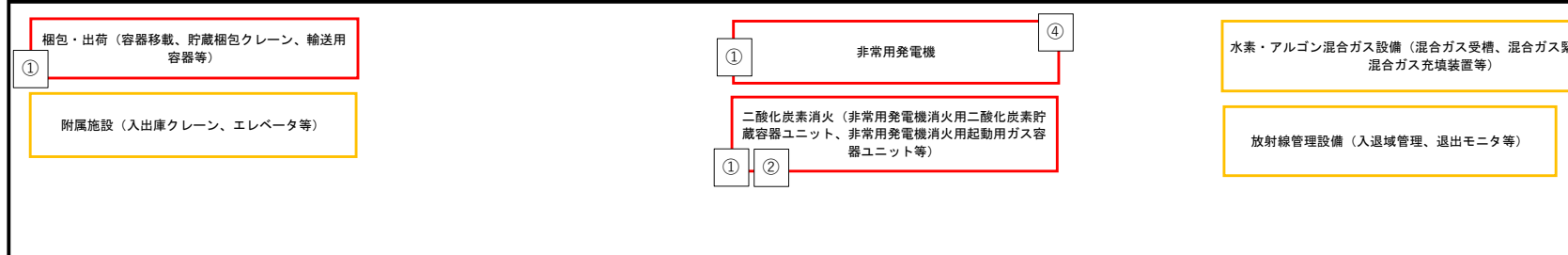
※上記整理は、現時点での整理であり、第2 Gr 以降の申請における添付書類での記載事項を踏まえて対象となる補足説明の対象等を修正する可能性がある。



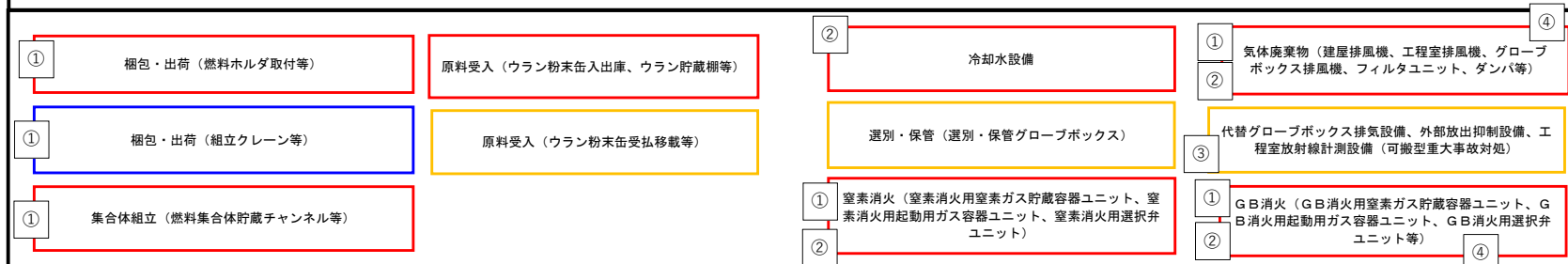
地上2階



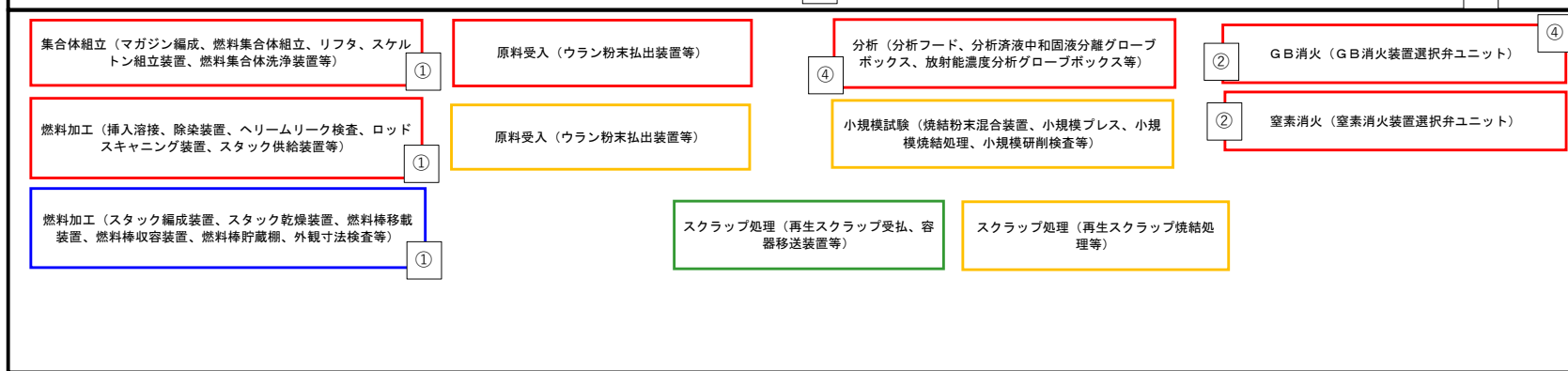
地上1階



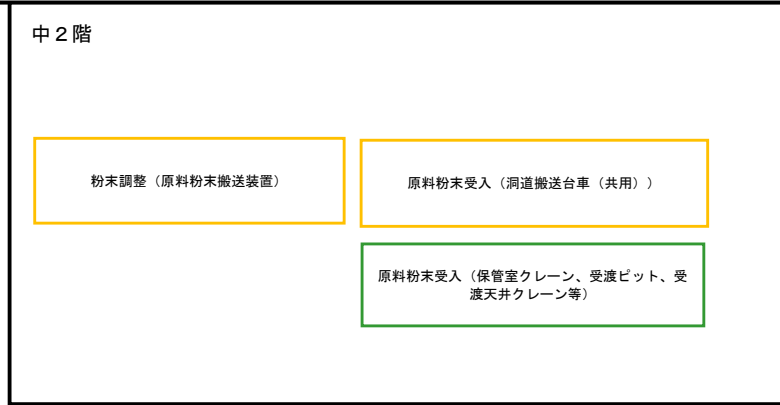
地下1階



地下2階



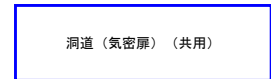
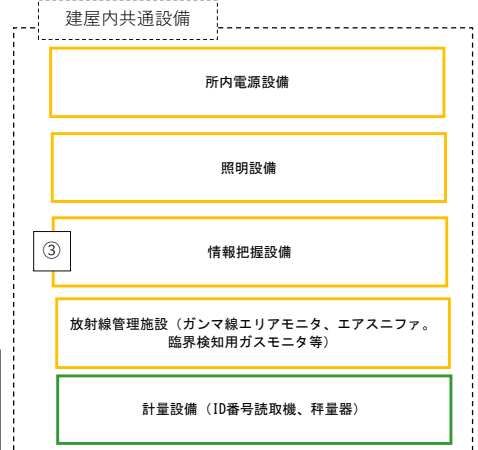
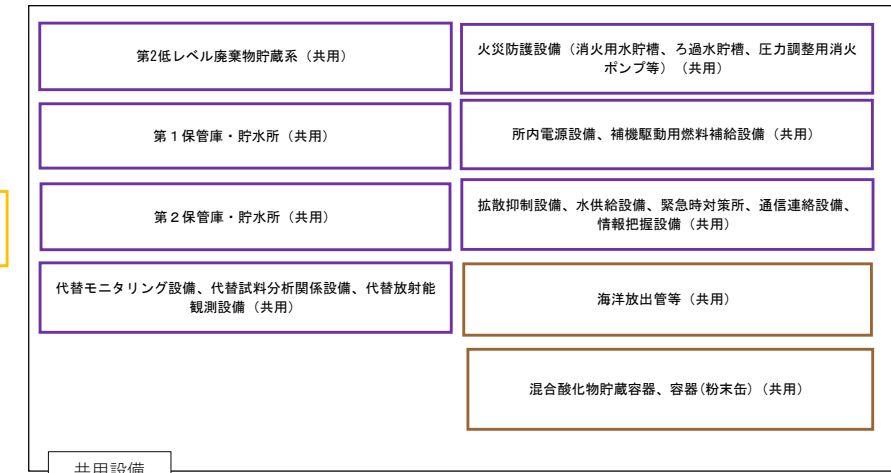
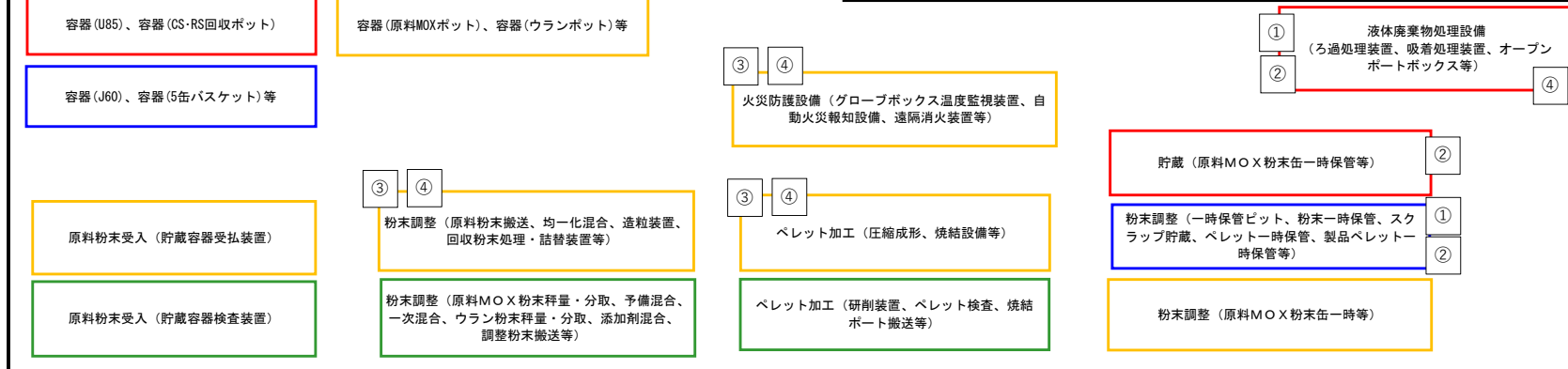
中2階



火災区域 (耐火壁、防火扉等)

建屋 (遮蔽ハッチ、遮蔽扉)

地下3階



再処理

- ① : 先入れ機器
- ② : 他の設備との関係で工事優先度が高い設備
- ③ : 設計進捗を考慮
- ④ : 技術基準等の説明性を考慮